

告 示

埼玉県労働委員会告示第四号

埼玉県労働委員会の公文書開示事務の処理に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県労働委員会会長 小 寺 智 子

埼玉県労働委員会の公文書開示事務の処理に関する規程の一部を改正する告示

会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「昭和三十七年法律第六十号」を「平成二十六年法律第六十八号」に、「第六条」を「第二条」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「第七条」を「第三条」に、「不服申立て(以下これらを「異議申立て等」という。)」を「審査請求(以下これらを「審査請求」という。)」に、「第四十七条又は第五十条」を「第四十五条、第四十六条又は第四十九条」に改める。

第六条第一号中「異議申立て等」を「審査請求」に、「行服法第四十八条及び第五十二条において準用する同法第二十一条」を「行服法第二十三条」に、同条第二号中「異議申立て等」を「審査請求」に、第四号中「異議申立て等」を「審査請求」に、「行服法第四十七条又は第五十条」を「行服法第四十五条、第四十六条又は第四十九条」に改める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。